

CHIBA TATSUYA 埼玉県議会議員 **絆・挑・戦** 令和3年(2021年)冬号 **県政報告**

発行:埼玉県議会 自由民主党議員団
埼玉県議会議員
千葉達也県政調査事務所
加須市中央1-15-7

千葉たつや

県議会12月定例会報告

時短協力金として約**19億4,283万円** **補正予算【第11号】**
債務負担行為及び繰越明許費 **補正予算【第10号】**

県議会12月定例会は11月30日から12月18日にかけて開催され、補正予算【第10号】【第11号】をはじめ県立4病院の地方独立行政法人化を進めるための条例等を議決しました。

補正予算【第11号】19億4,283万2千円は、新型コロナの感染拡大に伴う飲食店等(対象:さいたま市大宮区、川口市、越谷市)への営業時間短縮要請(第1期:12月4日~17日)に対して、全期間協力した店舗に協力金32万円を支給するためのものです。県はさらに時短期間の延長(第2期:12月18日~27日)と、全期間協力した店舗に協力金40万円を追加支給することを12月15日に発表しました。

なお補正予算【第11号】に関して、私たち自民党県議団は『科学的根拠を生かした新型コロナウイルス感染症対策を求める決議』を提案し、付帯決議として議決しています。

補正予算【第10号】は、債務負担行為(限度額:48億5,934万円)及び繰越明許費(65億5,035万4千円)の設定です。債務負担行為の設定とは、来年度の頭に支出できるよう設定し、来年第1四半期の工事量を確保するためのものです。これによって、年度末に道路工事が集中するといった状況を防ぐことができます。また、関係機関との調整に不測の日数を要した事業などについて、繰越明許費を設定することで適切な工期を確保することができます。

その他、県立4病院(循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター)の地方独立行政法人化を進めるための条例を制定しました。4病院の法人化によって、これまで以上に県民の生命と健康を支える医療機関となるよう、しっかり見ていきたいと思います。



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会にて質問。2頁に各委員会での質問内容(概要)を掲載しました。



環境農林委員会／経済・雇用対策特別委員会
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
予算特別委員会

盗撮対策を強化へ!

県迷惑行為防止条例を一部改正

自民党議員団「迷惑行為防止条例の一部改正検討プロジェクトチーム」で検討を進めていました「埼玉県迷惑行為防止条例」の一部改正について、12月定例会において提案を行い、議決・成立しました。

近年のスマートフォンの普及によって、公共の場や乗り物の中とは断定できない場所での盗撮事件が増えており、これまで「公共の場や乗り物内」に限定していた規制場所について、学校や事務所、住宅等も加えたほか、カメラを向けたり設置する行為も規制の対象と定めました。なお、施行は令和3年4月1日からです。

**地域の病院・診療所で診療可能に
新型コロナ&インフル医療機関を公表**

県は、発熱患者が迷わずに地域の医療機関等で受診することができるよう、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として指定、公表しています。指定 診療・検査医療機関は、「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム(下記アドレス)」から検索してください。

<https://flu-search.pref.saitama.lg.jp/>

- 他の症状の患者と接触しないように発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に電話連絡をしてから受診してください。※事前連絡をしないで医療機関に行っても、受診できないことがあります。
- 検査は、医師が必要と認めた場合に限り行われ、漠然とした不安がある、陰性証明がほしいという理由での検査はできません。
- 診療のみを行い、検査は連携する医療機関等へ引継ぐものも含んでいます。
- 受診の際はマスクを着用し、医療機関の指示に従ってください。
- 公共交通機関の利用を控えて受診してください。

※かかりつけ医がない方は「埼玉県受診・相談センター(048-762-8026)」へ(年末年始も休まず稼働)
※夜間や休日・緊急時には「県民サポートセンター(0570-783-770)」へ

■受診先の確認・受診を迷う場合
埼玉県受診・相談センター
TEL: 048-762-8026
FAX: 048-816-5801
受付時間: 午前9時~午後5時30分 月~土(祝日含む)

■受診先の確認・一般的な質問
県民サポートセンター
TEL: 0570-783-770
FAX: 048-830-4808
受付時間: 24時間年中無休

※年末年始は通常の「診療・検査医療機関」と異なる特別な体制を敷いているため、埼玉県受診・相談センター、または、県民サポートセンターを通じて受診先を確認してください。

委員会報告

常任・特別委員会での討議内容(概要)をご報告します。

環境農林委員会

環境農林委員会(9月定例会)では、①県の水田フル活用ビジョンに基づいて主食用米と飼料用米をバランス良く取り組むことが重要であることから、「県の水田フル活用ビジョンに基づく政策」について②大規模に発生した家畜や農産物などの盗難の現状を確認する必要があることから、「家畜及び家畜並びに農産物の盗難被害の現状」について、及び③近年特定外来生物であるアライグマが県内で急増していると言われており、様々な悪影響が生じていることから、「アライグマの防除」について、以上の3点についての所管事務調査が行われました。

私は、その中から①の「県の水田フル活用ビジョンに基づく政策」についてを質問させていただきました。



Q 新型コロナウイルス感染症や食生活の変化、人口減少等の理由により、本年度の民間在庫が増加していることは承知の通り。民間在庫が大幅に増加することにより、米価の安定が損なわれるのではないかと生産者や、販売者の間で危惧されており、埼玉県として、この問題解決のために対策を打つ必要があるのでは？

農林部 A ●米の需給調整については、米の価格維持のために取り組んでいるものであり、主食用米からの隔離のために飼料用米の作付拡大を推進している。

●飼料用米への取り組みへ誘導するために、主食用米とほぼ同等の収入になるように国の交付金制度が設けられており、埼玉県産の飼料用米では概ね同等の収入となっている。

●しかし、その取り組みだけでは全国の需給の中に埋もれてしまうため、主食用米を一段上に持っていくために、県産米の品質の向上やPR活動を通じてブランド化に取り組んでいく。

●また、令和2年度米に対して、国は売り急ぎによる値崩れを抑止するため、主食用米

の長期販売時の保管経費を支援する仕組みや、加工用米、麦、大豆、野菜などに転換する生産者への支援策を検討していると聞いている。

●さらに県としては、生産者に対して、収入保険や米の収入減少影響緩和対策への加入など事前のセーフティネット対策を広く呼び掛けていく。

Q 飼料用米について、JAのホームページで確認したが、現在農水省と財務省が、飼料用米への転換を推進する都道府県での、主食用米よりも飼料用米に取り組む魅力を向上させるため、都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、拡大面積に応じて国が追加的に支援する措置を創設するとの情報提供があった。今後、農水省からの決定報告や条件が示されないと回答は難しいと思うが、埼玉県として取り組む考えはあるのか？

農林部 A ●国からの公表資料によれば、手取り格差が生じている銘柄産地において、その県の取り組みと同額を上乗せする支援策が示されているが、対象要件など不明な点が多く、引き続き情報の収集を行い、その上で検討していく。



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、9月定例会において提出した64項目の提言についての県の報告に対する質疑を行いました。私はその中から以下の質問をさせていただきました。

26・27 県報告 市町村保健師に県職員の併任発令をする仕組みを作るとともに、10月に全ての市町村を訪問し制度の説明を行った。12月から順次、市町村と協定書を結し、併任発令を行う。

Q 26・27の報告に対し、①市町村から「保健師を派遣し協力したいのは山々だが、余裕を持った保健師はいない。コロナ等に感染した場合には、人員補強等について県で保証していただけるのか」との質問をいただいている。現時点での併任発令状況は？ ②クラスターが発生した病院や福祉施設では職員不足が発生し、対応が困難との相談を受けているが、県はサポートを行うのか質問。

32 県報告 11月から毎日、リアルタイム性を重視した簡単な計算式により実効再生産数を算出、対策本部メンバーで共有し、直近の感染動向の把握に活用している。

Q 32の報告に対し、11月7日～11月23日まで、Rtは1.2を超えており、現在の陽性者拡大は想定できたと思うが、どのように活用していたのか？

また、12月5日からRtは1.2を超えてきており、年末年始においても高止まり、もしくは増加傾向に推移することが予想されるが、どのような対策を考えているのか質問。

※Rt(実効再生産数)とは:1人の感染者が次に何人に感染させるかを示す指標で、感染状況の動向を予測するための要素

36 県報告 市町村に陽性患者発生状況を適宜伝えとともに、住民に対する啓発等、連携して行っている。災害発生時の自宅療養者や濃厚接触者の避難については、市町村と必要な情報の共有をしていく。

Q 36の報告に対し、自宅療養者や濃厚接触者について、事前情報の提供の難しさや避難所に人的手配や隔離スペースの確保等、様々な問題があり、市町村の担当者との認識に大きな解離がある。この解離をなくす検討を要望。

64 県報告 県内企業を対象に雇用調整助成金に係る緊急相談会を、令和2年3月から計24回(令和2年10月23日現在)開催し、累計423社からの相談に対応した。また、コロナ禍で生じた人材余剰企業から人材不足企業へ一時的に出向させるなど、企業間の人材シェアマッチング支援を令和2年7月から関東経済産業局や産業雇用安定センターなどと連携して取り組んでいる。

Q 64の報告に対し、①緊急相談会での企業からの相談内容について質問。②企業間の人材シェアマッチング支援について、活件数と代表的なシェアマッチングのケースについて質問。

Q 23の宿泊施設の確保についての報告に対し、自宅療養は本人の希望によりとしているが、朝霞保健所管内では「3日間程度、ホテル療養を待ってください」との要請を受けた方がいた。現在、ホテル客室確保数711に対し、ホテル療養者229名、自宅療養者778名で、単純にホテル療養者だけであれば32%だが、自宅療養者数を加えると142%になる。自宅療養者のうち、本人希望以外の理由による自宅療養者はどの程度いるのか？ また、埼玉県の自宅療養の考え方について、ホテルの客室数が確保数711室、使用状況229室なのに、自宅療養待機者がホテルに移動できない理由等について、さらには、早期にフェードⅢ1450室に移行すべきであると思うが、いつ頃までに移行できるかについて質問。

経済・雇用対策特別委員会

経済・雇用対策特別委員会では、雇用対策と働き方改革について質問させていただきました。

Q ①セカンドキャリアセンターによる就業支援について=現在、定年延長が各企業で検討されている。令和2年の利用者5,057人(うち60歳以上3,877人)、就業確認者794人(うち60歳以上587人)とあるが、60歳以上の内訳も把握されているのか？ 把握しているのであれば60～65、65～70歳・更には70歳以上の方がどの程度いるのか？ また、最高齢の方は何歳かを質問。

②働き方改革推進期間の設定について=実行する際に改善しなくてはいけない問題が

発生すると思う。例えば、建設業の場合の週休二日制の導入について、事業遂行に伴う請負金額の増額や工期の延長に対する対応が必要になると思う。また、企業や行政では、特に事務職や営業職においての、仕事の効率化や人材の増員などの対応が必要になる。働き方改革由来により発生する多くの課題についても同時に検討しなくてはいけない課題であるとして、県の考え方を質問。